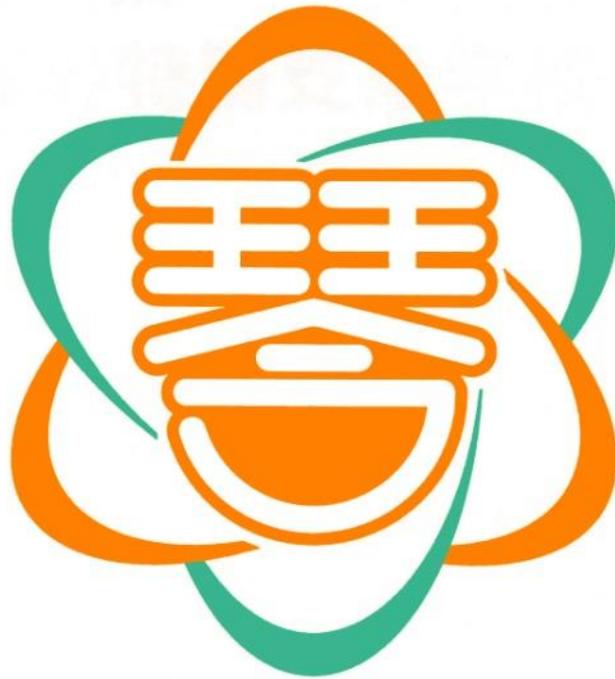


2025年度版

せいとこころえ
生徒心得



- ^{すなお} ^{こころ}な心で、^{しんし} ^{まな}真摯に学ぼう。
- ^{みづか}自ら考え、^{さいぜん}最善（ベスト）を^つ尽くそう。
- ^{せっさたくま}切磋琢磨し、^の力を伸ばそう。
- ^{ゆうじょう}友情をはぐくみ、^{きずな} ^{ふか}絆を深めよう。
- ^{りそう}理想を持って、^{ひら}未来を拓こう。

みなさんは、この鳥取県立琴の浦高等特別支援学校の生活に期待をふくらませ入学してきました。学校にとってもみなさん一人一人は、かけがえのない大切な存在です。本校の「生徒心得」は、そのようなみなさんに実現してほしい姿として「素直な心で真摯に学ぼう」「自ら考え、最善(ベスト)を尽くそう」「切磋琢磨し、力を伸ばそう」「友情をはぐくみ、絆を深めよう」「理想を持って、未来を拓こう」の5つを示しています。みなさんには、これらの姿が実現するよう、お互いに思いやりの気持ちを持ち、きまりを守り、力一杯学ぶことができる学校をつくっていくことを期待します。

【絶対にしてはいけないこと】

■自分や他の人の命や財産(お金やものなど)を傷つけたり、奪ったりすることは絶対にしてはいけません。

- ・いじめ
- ・SNSやインターネットの掲示板などに悪口などを書き込むこと
- ・暴力
- ・窃盗(万引き)

■法律などでしてはいけないと決められていることがあります。これらも絶対にしてはいけません。

- ・たばこを吸うこと
- ・お酒を飲むこと
- ・無免許運転をすること
- ・違法薬物を使うこと
- ・人を脅したり、こわがらせたりすること
- ・危険物(ナイフなど)を持つこと
- ・無賃乗車をすること
- ・盗撮(相手の許可なく写真・動画を撮ることなど)

■自分を守るためには、犯罪などに巻き込まれないよう危険を避けることも大切です。次のこともしてはいけません。

- ・深夜に出歩くこと
- ・パソコンやスマートフォンなどで「出会い系サイト」などにアクセスすること
- ・SNSなどを通じ、個人情報を出させること

*他にもあります。分からないことは先生や家族に相談しましょう。

これらのことをした場合は、警察につかまり罰を受けたり、また、進級できなかつたり学校をやめたりしないといけなくなる場合があります。してはいけないと分かっているにもかかわらず、誰かに誘われたり、ちょっとした心の油断があったりしてしまうことがあります。してもいいことかどうか、自分に厳しく考えましょう。少しでも判断に迷う場合は、すぐに保護者や学校などの大人に相談しましょう。

琴の浦高等特別支援学校のきまり

【通学について】

- 1 午前9時20分までに教室に入ります。時間を過ぎた場合は遅刻です。
- 2 通学するときは、制服を着ます。
- 3 学校に届けている方法（JR、バス、自転車、徒歩）で通学します。通学方法を変更する場合は、担任に届け出ます。
- 4 交通規則を守って安全に通学します。

【ここがポイント】

- ・ 歩くときは、歩道を歩きます。歩道がない場合は、道路の右端を歩きます。
- ・ 自転車を利用する時はヘルメットを着用し、車道の左端を通ります。並走したり、歩道を通ったりしてはいけません。（通ってもよい歩道には標識があります。）
- ・ 自転車に乗りながらスマートフォン等を使う、イヤホンなどをしたまま乗る、傘をさしながら乗ることは禁止されています。

- 5 公共交通機関（JR、バス）を使うときには、マナーを守ります。

【ここがポイント】

<待つとき>

- ・ 駅では、ホームの線より内側に並んで静かに待ちます。バス停では、車道に出ないように気をつけ、並んで静かに待ちます。
- ・ 降りる人が降りてから順番に乗ります。
- ・ 前の人を押さないように気をつけます。

<乗っているとき>

- ・ 大きな声でしゃべったり、ふざけたりせず静かに乗ります。
- ・ スマートフォン等はマナーモードにします。
- ・ お年寄りや赤ちゃんを連れた人などには席をゆずります。
- ・ 荷物は足元に置いたり、ひざの上へのせたりします。
- ・ 車内で立っている場合は、荷物が他の人に当たらないよう気をつけます。

<降りるとき>

- ・ 前の人を押さないように順番に降ります。
- ・ JRでは改札できちんと定期券を見せます。
- ・ バスでは、きちんと定期券を見せ、あいさつをして降ります。

- 6 通学途中に、JRやバスの遅れや体調が悪くなって通学できないなど、遅刻しそうな場合には、自分で学校に連絡をします。
- 7 学校に着いたら、タイムカードをレコーダーに通して登校時刻を記録します。
- 8 欠席や遅刻の連絡は、原則として保護者が午前9時までに行います。寄宿舎生の場合は、指導員が学校に連絡をします。
- 9 遅刻した場合は、次のようにします。ただし、JRやバスの遅れが理由の場合は必要ありません。

(遅刻をしたら)

- ① 登校したらタイムカードを押します。
- ② 職員室へ行き、職員室にいる先生に「〇年〇組〇〇〇〇です。～の理由で遅刻をしました。入室許可証をください。」と言って、入室許可証を受け取り、理由などを記入します。
- ③ 職員室の先生に確認・サインをもらい、入室許可証を持って教室に行きます。
- ④ 担当の先生に入室許可証を渡し、指示を聞きます。

※バスやJRの遅れや運休などの場合は、学校の判断により遅刻、欠席にはなりません。

【遅れの場合】

- ① 学校に連絡をし、先生と相談します。
- ② 指示を聞いて行動します。(駅で待つ、バス停で待つ、一度家に帰るなど)
- ③ バスやJRが来たら登校します。
- ④ タイムカードを押して、教室に行きます。

【運休(運転休止)の場合】

- ① 学校に連絡をし、先生と相談します。
- ② 指示を聞いて行動します。(別の方法で登校する、家で待機するなど)

10 下校するときには、タイムカードをレコーダーに通して下校時刻を記録します。部活をした人は、部活が終わって帰るときにタイムカードを押します。

※部活に所属していない又は部活が休みの場合は、午後4時30分までに下校します。

※遅くても午後5時30分までには全員が必ず下校します。

11 帰る途中に病院に寄るなど、特別の理由がある場合以外は、学校に届けを出している経路を通り、途中下車せず帰宅します。

12 登下校時、通学生は許可を受けずに寄宿舎へ行ってはいけません。また、寄宿舎生は許可を受けずに駅等へ行ってはいけません。

【学校生活について】

- 1 時間を守って生活します。授業が始まる3分前には学習の準備をして待ちます。
- 2 あいさつは、大きな声ではっきりとします。先生や生徒、学校に来られた方などに自分から進んであいさつをします。
- 3 人を大切にする気持ちを持って行動します。人や物を傷つける発言や、乱暴な行動はしません。
- 4 学校の設備や備品(学習に使うもの、本、ロッカーなど)は、みんなが使うものです。大切に使い、使った後は整頓をしたり、元の場所に返したりします。
- 5 自分の持ちものは名前が分かるようにし、決められた場所に整理しておきます。
- 6 学習に不要な物(ジュース、お菓子、カッターナイフなどの刃物、ゲーム機など)や不必要なお金は持ってきてはいけません。
- 7 ペットボトル飲料は、水、お茶、スポーツドリンクに限り持ち込むことができます。
※空の容器は校内で捨てず、必ず持ち帰り自分で処理します。
- 8 登校後は、勝手に学校の外(寄宿舎も含む)へ出てはいけません。
- 9 スマートフォン等や金銭、通学時に使うもの、貴重品は必ず自分の貴重品ロッカーに入れ鍵をかけます。鍵は先生に預けます。

- 10 スマートフォン等を校内に持ち込むときは、事前に許可が必要です。次の「家庭で話し合うこと」を確認し、「携帯電話持込願」および「我が家のルール」を提出し、許可を受けます。(毎年提出します。)機種変更等があった場合にも、再度許可を受けます。

【家庭で話し合うこと】

- ・正しい使用法やマナーについて確認し、「我が家のルール」を決めた
- ・フィルタリング(ペアレンタルコントロール)について
- ・持込願裏面の「取り消し事項」の確認と守ることの約束

- 11 職員室や事務室に入るときは、必ずあいさつをして入ります。

【服装について】

【ここがポイント】

学校生活や会社で働く際には、おしゃれを意識した髪型や服装は求められません。校外での活動や来客などに対応できる清潔でさわやかな着こなしや身だしなみに努めます。判断に迷う場合には自分だけで判断せず、先生に相談や確認をします。

1 冬服と夏服

【冬服】 10月から5月	ブレザー (学校指定)
	スラックス または スカート (学校指定)
	白色シャツ または 白色ブラウス (学校指定)
	ネクタイ (学校指定)
【夏服】 6月から9月	シャツ (学校指定)
	スラックス または スカート (学校指定)
【その他】	白色シャツ または 白色ブラウスの下に着るシャツは無地または小さなワンポイントまで (白、黒、紺、ベージュ、グレー) 制服の下にフード付きのパーカーは着ない 首元や袖から出るようなアンダーシャツは着ない

※原則として、冬服は10月1日、夏服は6月1日を基準日とし、前後2週間程度を移行期間とする。

2 小物など

靴下	白、黒、紺、グレー (ワンポイントは認める)
ストッキング又はタイツ	黒、紺、グレー、ベージュ (無地のもの)
ベスト、カーディガンなど	白、黒、紺、グレー、ベージュ
かばん	指定はありません。(華美でないもの)
靴	黒か茶の革靴、運動靴 (華美でないもの)
コート・ジャンパーなど	黒、紺、グレー、茶を基調としたもの

3 授業の服装

	普段の服装	学校制服、指定上履き
	体育	体操服、運動靴（華美でないもの）
専門 教科	農業	作業服上下（暑い時期は白・黒・紺・グレーを基調とした華美でないシャツ）、 外靴、ベルト、長靴
	食品衛生	白衣（白衣の下は白・黒・紺・グレーを基調とした華美でないシャツ）、ハーフ パンツ、寒い時期の実習室外作業は作業服
	流通	作業服（暑い時期は白・黒・紺・グレーを基調とした華美でないシャツ）、安全 靴、ベルト
	サービス	接客：学校制服、安全靴 介護：体操服、安全靴
	ビルメンテナンス	作業服（暑い時期は白・黒・紺・グレーを基調とした華美でないシャツ）、安全 靴、ベルト
	事務オフィス	学校制服

※シャツとは、Tシャツ、ポロシャツ、長袖Tシャツ、長袖ポロシャツを示します。

華美でないものの基準として…胸や肩などにワンポイント程度。前面や背面の大きな図柄などは不可。

※防寒着については、外作業および移動時は作業着の上に着用を認めます（華美でないもの）。屋内作業中は着用せず、作業着の下に着るもので調整します。

4 着こなし・身だしなみ

服装、髪型には気を配り、清潔でさわやかな身だしなみに努めます。

- * 汗の処理にはタオルなどで拭き取ったり、着替えを行ったりします。制汗スプレーは使用せず、更衣室で汗拭きシートを使用して清潔を保つよう心掛けます。
- * 長い髪は束ねます。
- * スカートの長さはひざの中心がかくれる長さにします。
- * カーディガンなどはブレザーの下に着用し、ブレザーからはみ出さないように着ます。
- * スニーカーソックス（くるぶしまでの短い靴下）は気軽な服装に合わせる靴下なので、式典などのあらたまった場面には似合いません。

*以下のことは、学校生活には必要がないのでしません。

- ・ 髪を染めたりパーマをかけたり、ヘアスプレーやワックスをつけたりすること
- ・ 香水、マニキュア、化粧（色付きリップクリームを含む）をすること
- ・ 派手なヘアピン、リボン、シュシュ、カラーコンタクト、だてメガネをすること
- ・ ネックレス、ピアス、指輪などのアクセサリを身に着けること
- ・ ハンドタオルなどを肩にかけて過ごすこと

【自分を守るために】・・・P1 参照

- 1 外出時には自分の身分を証明する必要がある場合（学生割引を使う。警察官などにどこの学校の生徒か尋ねられるなど）があります。外出時は生徒証明書を携行しましょう。
- 2 お金や高価な物の貸し借りをしてはいけません。
- 3 正しい交友関係を作りましょう。男女交際は、高校生としての節度を持って行います。
- 4 休日に外出するときは、行き先、帰る時間、一緒に行く人などを家族に伝えて外出します。
- 5 遅くとも5月～9月は午後10時、10月～4月は午後9時までには家に帰ります。
- 6 保護者が同伴する場合を除き、外泊はしてはいけません。やむを得ず外泊をしなければならない時は、必ず保護者の了承が必要です。特に生徒同士、友人宅への外泊をしてはいけません。

【出入りをしてはいけない場所】

パチンコ、インターネットカフェ、酒場、その他風紀上好ましくないと判断される場所

【原則として保護者同伴で行うこと】

海水浴、火気の使用、旅行・キャンプなど宿泊を伴うこと

【許可について】

- 1 次のことは学校の許可が必要です。所定の申請用紙を提出し、許可を得てから行います。
 - * スマートフォン等を学校へ持ち込む場合
 - * 通学時に学校まで自転車を利用する場合
 - * アルバイトを行う場合
 - * 運転免許の取得のため、自動車学校に入校する場合 など
- ※許可を得ずに実施した場合やきまりを守れなかった時には、即時許可取消または中止となり、特別指導の対象となります。

【アルバイトについて】

- 1 アルバイトができるのは、原則として土日祝日および学校の長期休業中とします。
 - 2 アルバイトをする場合は、アルバイト許可願を提出し、認められた場合のみアルバイトができます。
 - 3 アルバイトは、許可証の発行後に開始となり、許可期間内に終了になります。
 - 4 働くときは、就労期間、時間などを守り、学校生活に差しつかえのないようにします。
 - 5 アルバイトには必ず許可証を持参します。
 - 6 毎月またはアルバイト終了後には、「アルバイト体験報告書」を記入し提出します（二ヶ月以内）。
 - 7 次の職種は禁止します。（労働基準法第61条～第63条）
 - * 酒類が出る場所でサービスを行う業務
 - * 特殊の遊興的接客業（バー、キャバレー、クラブなど）での業務
 - * その他、危険を伴う業務
- ※学校のきまりが守れない場合には、許可を取り消すこともあります。

【運転免許の取得について】

- 1 自動車運転免許の取得は、1、2年生はできません。3年生で指定校求人票が出た人を対象に入校および取得を許可します。指定校求人票が出ていない人でも、学校と相談の上、冬季休業日以降に許可する場合もあります。3年生で希望をする人は、「自動車学校入校許可申請書」を提出し、本校からの許可が出た場合のみ自動車学校に通うことができます。ただし、運転免許を取得しても、卒業するまでは運転は禁止します。また、他の免許（原動機付自転車や自動二輪車など）の取得や運転は認めません。
- 2 自動車学校に通う場合は、以下のことを守ります。
 - * 学校生活および学習に支障がないようにします。
 - * 制服で通います。
 - * 保護者の責任のもと通学し、方法や時間等は保護者や自動車学校と決めます。
 - * 夜間（午後8時以降）の受講はしません。
 - * 自動車学校通学中は必ず許可証を持参します。

【学校のきまりを守れなかった場合】

学校のきまりを守れなかった場合は、保護者を召喚する（学校への呼び出し）とともに、次のいずれかの特別指導を受けることがあります。

<定期的指導>

*きまりについて担任や生徒指導の先生と話し、きまりを守るための方法を考え、守ることができるようになるまで定期的に個別の生活指導を受けます。

<校内反省指導>

*学校が定める期間、通常の授業には参加できず、別室で特別な課題に取り組んだり、個別指導を受けたりします。

<家庭内反省指導>

*学校が定める期間、学校に登校できず、家庭で保護者とともに特別な課題に取り組みます。

特別指導後もきまりを守れないときは進級できなかつたり、退学になつたりする場合があります。

※寄宿舎で生活する場合は、この他にも守らなければならないきまりがあります。「寄宿舎のくらしハンドブック」をよく見ておいてください。